

ディスカッションポイントとゼミ生等によるコメントサマリ

1. 本件システムの完成の有無について

【ディスカッション内容】

- 地裁判決と、高裁判決とで、本件システムが完成していたことの有無について異なる判示認定（前者は8割完了、後者は完成）がされていますが、本件の事実関係を前提として、本件システムは完成したとお考えでしょうか。
- もし「完成していない」のならば、その完成度合いは何割程度でしょうか。また、本件システムが完成するには、何が必要だったのでしょうか。

【ゼミ生等によるコメントサマリ】

- **Clinical Information System** は、パッケージ商品であり、カスタマイズの余地はあまりない。本件システムの開発がカスタマイズをほぼ想定せずパッケージ商品の既存機能と他の病院向けに開発した機能の移植を前提とした開発である以上は、システムは完成しているといえるのではないか。
- 裁判所がシステム運用開始日を1月4日以降に延期する合意を認定していないにもかかわらず、なぜ1月3日（運用開始予定日前日）の時点でのシステムの完成を判断しないのか。もともとパッケージ製品をもとにした開発であるため1月3日までに完成できて当たり前だったはず。総合試験まで実施したのは確かだが、契約書で定める引渡義務が履行されなかったのも事実。
- 検収の前（引渡前）であったとしてもシステムの完成に関する判断を示しているのは、最終工程を終えてユーザにシステムを引き渡したかという過去の裁判例の判断基準と一致しないように思われる。
- 裁判所の判断において、なぜユーザとベンダの義務の範囲及び内容が明確にされていないのか。プロジェクトマネジメント義務や協力義務を論じる前に、契約を締結しているのだから契約上の義務の履行についての検討がなされるべきではないか。また、本件システムの完成とは何をもって判断されるかが先に論じられていないのはなぜか。

2. 債務不履行責任について

【ディスカッション内容】

- 地裁判決は、被告に本件プロジェクトを適切に管理できなかった（プロジェクトマネジメント義務違反の）債務不履行責任を、原告に協力義務違反による債務不履行責任を認め、原告に2割、被告に8割の責任を認めています。これに対し、高裁判決は、被告に債務不履行責任を認めず、原告に協力義務違反による債務不履行責任を認め、原告に10割の責任を認めています。
- 両判決が結論を異にするようになった理由は、どこにあると考えられるでしょうか。どちらの判決を支持しますか。それとも原告と被告との責任割合について別のお考えがあるでしょうか。

【ゼミ生等によるコメントサマリ】

- 仕様凍結と仕様合意の差。凍結まで行った事が一定の評価を得たのではないか。地裁判決

において凍結合意を認定しながらも 8-2 の責任割合というのは、どれだけベンダが手をかければ（面倒を見れば）よいのか。（凍結合意を認定しなかった上での責任割合の判断なら分かるが。）

3. 本判決の教訓について

【ディスカッション内容】

- スルガ銀行対日本 IBM 事件以降、システム開発紛争においてプロジェクトマネジメント義務の履行が争点となり、かつベンダの当該義務違反が認められるという判断が目立った。本判決は、ベンダの債務不履行責任を否定し、ユーザの協力義務違反を認めたものである。ユーザ・ベンダ（及びそれらの代理人）それぞれの立場から、どのように本判決の教訓を実務に活かしていくべきでしょうか。

【ゼミ生等によるコメントサマリ】

- プロジェクトマネジメント義務は、医療過誤における医師の専門家責任に類似している。専門家責任の範囲や内容は、過去のプラクティスの積み重ねによって明確になる。
- プロジェクトマネジメント義務は、ベンダにとって非常に重い義務と従来考えられてきた。システム開発においてベンダが常に重い義務を負う訳ではないという教訓を残した高裁判決は、バランスが取れた判決と評価できる。
- ユーザは常に IT をわからないと裁判所は評価しているようだが、ユーザの属性も検討のポイントになるのではないかと。ユーザにも IT がわかる人がいる状況とユーザに IT がわからない人がいない状況（今回のような病院の場合）では、ベンダの義務に関する判断が異なるのではないかと。
- IT リテラシーの差があるのは事実で、その状態でユーザの要望をシステムに反映するのは難しいし、交渉も多い。ユーザとベンダの双方がどれだけ頑張るか。ベンダ側の忍耐も必要。ユーザ側に立つと、”（ベンダが）言ってくれないと分からない”ということは多々ある。
- コミュニケーションミスがトラブルの原因となるような事例が多い。時と場合によって対応することが異なるので、なかなか教訓を得にくい。
- リプレース商談においては、ユーザ側は前のシステムで出来ていたことが次のシステムで出来なくなるということは受け入れ難い（あり得ない）。ベンダが商談過程で”カスタマイズすれば（従前機能も実現）できますよ”と言って、他社攻略することも多いと思う。ユーザからするとカスタマイズによる影響が判断しきれず、当たり前に従前機能も使えるものだと思って契約を締結してしまい、結果としてシステム開発途中において、ユーザとベンダのカスタマイズに対する意識の差からトラブルに発展することもあるように思われる。

4. 追加開発要望について

【ディスカッション内容 ※議論の時間が取れなかったため、内容のみ記載】

- 本件仕様凍結合意後も、原告から 171 項目の追加要望が出されたとのことですが、そうなった原因はどこにあるとお考えでしょうか。
- 原告の本件システム開発の工程や実態に対する無理解でしょうか。それまでの被告の対応にまったく問題はなかったのでしょうか。こういう事態は、システム開発においてよく生じることなのでしょうか。

5. マスタの収集・抽出について

【ディスカッション内容 ※議論の時間が取れなかったため、内容のみ記載】

- 原告の協力がなかなか得られず、マスタが集まらなかったとのことですが、そうなった原因はどこにあるとお考えでしょうか。原告が忙しくて、マスタの収集や提出を怠ったことによるものでしょうか。被告の対応にまったく問題はなかったのでしょうか。
- マスタの収集は、オーダーメイドの開発においても、今回のようなパッケージを使用した開発においても、必要なことと思われませんが、通常、ユーザ側にはどのような協力が期待され、ベンダ側はどこまで作業するのが通常なのでしょうか。

以上

平成30年9月19日の判例ゼミの感想

判決理由の紹介に時間をかけすぎてしまった。その分、議論を誘発するようなディスカッションのポイントを検討すべきだった。

もう少し活発な発言、討論を実現したかった。討論の進行についても工夫の余地はあったのではないかと思う。(順番に指名して何でもいいから必ず発言してもらうようにするとか)

予想されていたことではあったが、ベンダ側に立った意見が多かったような印象がある。終盤になってユーザ側の目線からの意見が出されたのは良かったと思う。

発言者も少々偏っていた印象がある。また判決内容や関連裁判例についての発表者サイドの発言が多くなってしまったことは反省している。

この種の紛争は、今後も継続的に発生すると思われる。ベンダ側の義務についてもユーザ側の義務についても、いまだ判例上確立しているとは言い難いが、こうした事例を積み重ねていくことによって、徐々にではあっても判断基準が形成されていくのではないかと思う。

実質2件分の長大な判決紹介を担当して、少々骨が折れたが、いい経験になったと思う。今後の実務に活かしていきたい。

発表を通じて、システム開発においては、ベンダとユーザとの間の密接なコミュニケーションや、その過程でなにかトラブルが生じたときでも、自らの言い分ばかりを強調するのではなく、相手の立場に立って進んで協力し合うという姿勢が必要ではないかと、改めて思った。(何事においても共同で何かを生み出すという作業に共通することなのかもしれないが。)